

写

薬 発 第 1295号

昭和47年12月16日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする有効成分等の範囲について—その5(通知)

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月16日付薬発第1179号をもって通知したところであるが、同通知に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和48年3月15日までに提出するよう貴管下関係業者に周知徹底方を願う。

記

単味剤である医薬用医薬品であつて、別記の有効成分を含有するもの。ただし、外用剤を除く。

別記

ノ 麻 酔 剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) アミノベンゾキシジェチルアミノメチルヘキササン

オキシブプロカイン

クロロブプロカイン

テトラカイン

パラブチルアミノ安息香酸ベータジェチルアミノエチル

プリマカイン

プロカイン

プロパラカイン

パラプロビルアミノ安息香酸ガンマジメチルアミノベータオキシブプロカイン

ヘキシルカイン

ヘキソチオカイン

メプリルカイン

(2) トリカイン

ブタニリカイン

プロビトカイン

メピバカイン

リドカイン

(3) ジブカイン

(4) トロパコカイン

ダイクロニン

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。

2 アレルギー用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) ジフェンヒドラミン

サリチル酸ジフェンヒドラミン

タンニン酸ジフェンヒドラミン

(2) マレイン酸クロルフェニラミン

(3) イソチペンジル

フェネタジン

プロメタジン

ヒベンズ酸プロメタジン

メチレンジサリチル酸プロメタジン

メトジラジン

タンニン酸メトジラジン

(4) トンジルアミン

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。

3 呼吸器用剤

次に掲げたものまたはその塩類

(1) 塩化アソモニウム

(2) ノスカピン

(3) エフェドリン

ノルエフェドリン

メチルエフェドリン

オルシプレナリン

(4) メトキシフェナミン

ジブチルナフタレンスルホン酸

デキストロメトर्फェン

(5) イソプロテレノール (吸入剤に換る。)

エピネフリン (吸入剤に換る。)

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を標榜するものを含む。